

# 後期高齢者医療保険料の見直しについて

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029・309・1213、医療年金課 ☎内線1722

制度を維持し、世代間・世代内負担の公平を図るため、軽減措置の見直しが実施されます。

## 1. 所得が低い方に対する

### 軽減特例の見直し

均等割額が9割軽減になっている方(世帯主および被保険者の総所得が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ、その他各種所得がない方)の均等割額について、法令では7割軽減のところを特例で9割軽減としていたものが見直しとなり、今年度は**8割軽減**になります。

なお、5割軽減、2割軽減の方については、軽減判定所得の基準が引き上げられ、対象者の拡充が図られます。

世帯(世帯主および被保険者)の総所得金額	均等割軽減割合	
	平成30年度	平成31年度(令和元年度)
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	9割	<b>8割</b>
33万円以下の世帯	8.5割	8.5割
33万円+[平成30年度27.5万円、平成31年度 <b>28万円</b> ]×世帯の被保険者数]以下の世帯	5割	5割
33万円+[平成30年度50万円、平成31年度 <b>51万円</b> ]×世帯の被保険者数]以下の世帯	2割	2割

## 2. 被用者保険の元被扶養者

### への軽減の見直し

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に被用者保険(全国健康保険協会管掌・組合管掌・船員・共済組合の健康保険であり、国民健康保険および国民健康保険組合は除く)の被扶養者であった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額が賦課されませんでした。

今年度から、均等割額の軽減は、資格を取得した日の属する月以後**2年を経過する月まで**となります。すでに資格取得から2年以上経過している方は、今年度以降均等割額は軽減されません。所得割額については引き続き賦課されません。

	平成30年度	平成31年度(令和元年度)以降
均等割額	5割軽減	<u>資格取得から2年間</u> <b>5割軽減</b>
所得割額	賦課無し	

※均等割の軽減については、所得の低い方への軽減が5割以上の方はそちらが適用されます。

## ●各被保険者証の更新についてのお知らせ●

令和元年8月1日以降にご使用いただく各被保険者証については、次のとおり郵送します。

	国民健康保険の被保険者証	後期高齢者医療制度の被保険者証
配達期間	7月3日(水)～17日(水)まで	7月12日(金)～22日(月)まで
配達方法	簡易書留	
不在時の受取方法	◆7月18日(木)～24日(水)までの間… 牛久郵便局窓口においてお受け取り ※詳しくは不在時に投函される「郵便物お預かりのお知らせ」をご覧ください。	◆7月23日(火)～29日(月)までの間… 牛久郵便局窓口においてお受け取り
	◆7月25日(木)以降…医療年金課 ※被保険者証の受け取りの際には、本人確認できる証明資料(免許証、健康保険証、住基カードなど)と印鑑が必要です。	◆7月30日(火)以降…医療年金課
問い合わせ	医療年金課 ☎内線1724～1728	医療年金課 ☎内線1721・1722